

南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付要綱

令和7年4月1日
告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、南砺市民間賃貸住宅居住補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 民間賃貸住宅 市内に所在する一戸建て住宅、共同住宅又は長屋（居室の一部を共用するシェアハウスを含む。）であって、建物の所有者又は転貸する者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に該当するものを除く。

ア 市営住宅その他の公的賃貸住宅

イ 社宅、寮その他の居住者が雇用主から貸与されている住宅

ウ 南砺市不動産バンクに登録されている住宅

エ 3親等以内の親族が所有する住宅

(2) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料その他賃貸住宅の管理に係るものを除く。）の月額をいう。

(3) 若年者 第8条第2項の規定による交付対象者指定申請書の提出の日において、34歳以下の者をいう。

(4) 基準日 第11条の規定による補助金の交付申請を行う年度の1月1日をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、若年者の市内定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に居住する世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。ただし、賃貸住宅の家賃に係る市の他の補助金の交付を受ける者を除く。

(1) 令和7年3月1日以後に民間賃貸住宅の賃貸借契約（同一の住宅における更新契約を除く。）を締結し、当該住宅に居住を開始した者であること。

(2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人であり、本人又は同一世帯内の親族が当該住宅の家賃を支払っていること。

(3) 当該住宅に居住を開始した日から基準日まで、引き続き市の住民基本台帳に記録されていること。（外国人にあっては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）

(4) 同一世帯に若年者が含まれていること。

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。

(6) 世帯員に過去この告示による補助金の交付を受けた者がいないこと。

(7) 第11条の規定による交付申請書の提出の日において、市税その他の市に対する納付金を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者又は同一世帯内の親族が支払った家賃とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、月額2万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付対象期間)

第7条 補助金の交付の対象となる期間は、第9条の規定による指定を受けた日の属する月の翌月から36月以内とする。

(交付対象者の指定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長からあらかじめ交付対象者として指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付対象者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 賃貸借契約書の写し（契約者及び家賃の額が記載されていること。）

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定による申請は、当該民間賃貸住宅に住所を定めた日から1年以内に行わなければならない。

(交付対象者の指定通知)

第9条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該者を交付対象者として指定し、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付対象者指定通知書（様式第2号）により指定申請者に通知するものとする。

2 交付対象者の指定は、同一世帯につき1回限りとする。

(指定内容の変更届)

第10条 交付対象者は、指定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに南砺市民間賃貸住宅居住補助金指定内容変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。ただし、家賃の変更にあっては、補助金の額に変更が生じない場合は届出を省略することができる。

(補助金の交付申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「交付申請者」という。）は、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付申請書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 家賃の領収書の写し又は家賃の支払を証する書類の写し

(2) 基準日において、市の住民基本台帳に記録されていることが確認できる世帯全員の住民票の写し

(3) 直近の市税の完納証明書

(4) 振込先を確認できるもの（通帳等の写し）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年基準日から1月31日までの間に、その前年の1月から12月までに支払った家賃についてするものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付決定及び額確定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付対象資格の喪失)

第13条 市長は、交付対象者が、第4条各号に規定する補助対象者の要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、該当しなくなった日の属する月からは補助金は交付しないものとする。ただし、第3号に該当しなくなったときは、当該基準日の前年の1月から補助金は交付しない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、第12条の規定による通知を受けた交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときその他規則第16条に該当するときは、当該者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

る。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(令和7年度における補助金の交付申請の特例)

2 第11条2項の規定にかかわらず、令和7年度の交付申請は、前年の4月から12月までに支払った家賃についてするものとする。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付対象者として指定を受けた者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年4月1日告示第56号)

この告示は、公表の日から施行する。